

## 確定申告の期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告書の申告期限が4月15日まで延長されたことを受け、国税庁による期限内確定申告書のデータ送信日が、4月上旬から5月上旬に変更されることによる影響及びその対応について報告します。

### 1 市民税・都民税申告について

市民税・都民税申告の申告期限を4月15日に変更したことによる影響はありません。

### 2 確定申告書の処理件数

例年の確定申告受付件数は約84,000件となります。

2020年は、6月の当初課税決定までに約72,000件を反映させ、残りの約12,000件を兼任・応援職員の協力を得て9月1日付の発付にてお知らせしました。

### 3 市民税・都民税以外への影響

市民税・都民税の課税内容をもとに算定する国民健康保険税や後期高齢者医療、介護保険料など9課18事業に影響が想定されます。

### 4 市民税課の対応

期別納付機会の確保及び各部署における賦課等への影響を最小限に抑えるため、以下2点の対応を実施しました。

- (1) 2020年の経験を踏まえ、例年よりも1ヶ月以上前倒しにして当初課税に係る準備を開始しました。
- (2) 3月16日以降に提出された確定申告書については、6月の当初課税決定に影響が生じる可能性があることについて、広報まちだ3月1日号、市ホームページにて周知しました。

当初課税決定への反映が間に合わなかった確定申告書については、順次市民税・都民税の賦課決定を行います。